

PFOS含有泡消火薬剤の取り扱いについて

平成21年5月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs条約)の第4回締約国会議(COP4)において、国内で従来から設置されている泡消火設備で使用している泡消火薬剤の一部の製品に含有されている『ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩』(以下PFOSという)が、残留性有機汚染物質として規制対象物質に指定されました。(規制分類は「制限」、泡消火薬剤等は使用が認められる用途)。

PFOSとは、「ピーフォス」あるいは「ピーエフオーエス」と読むもので、一部の泡消火薬剤に含まれていた化学物質ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)又はその塩のことです。ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)の化学式は $C_8F_{17}SO_3H$ です。
 人への健康影響は現時点では報告されていませんが、難分解性であり、環境中に広く分布していることが判明したことから、規制対象物質となりました。

この条約への批准を受け、日本国内では平成21年10月、PFOSは「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(通称：化審法)で第一種特定化学物質(製造・輸入の事実上禁止、特定用途以外での使用禁止、政令指定製品の輸入禁止等)に指定され、平成22年4月より施行されています。

このうち、PFOSを含有する泡消火薬剤については、条約に準じ「エッセンシャルユース」として火災時の継続使用が認められました。しかしながら、この改正化審法について別途示された「技術基準」や、廃掃法上のガイドライン、あるいは消防庁の取り組み等により、PFOS含有泡消火薬剤については、その設備あるいは容器などへの表示方法、設備の点検方法および薬剤等廃棄処理方法の遵守義務詳細が規定され、平成22年10月1日から運用が始まりました。

法規制上の注意事項等につきましては、(社)日本消火装置工業会ホームページに詳報しておりますのでご参照戴きたくお願い申し上げます。<http://www3.ocn.ne.jp/~shou-sou/index2.html>

弊社製品の対象品番は以下のとおりです。

表-1(その1) PFOSを含有する泡消火薬剤(水溶性液体用を除く)一覧表

No.	泡薬剤の型式番号	商品名	型式	PFOS含有量
1	泡第1~6号	ｶﾞﾌｫｰﾑF-623	水成膜泡3%(-10℃~+30℃)	1%未満
2	泡第1~7号	ｶﾞﾌｫｰﾑF-626	水成膜泡6%(-10℃~+30℃)	0.05%未満
3	泡第4~4号	ｶﾞﾌｫｰﾑF-633S	水成膜泡3%(-20℃~+30℃)	0.05%未満
4	泡第7~1号	ｶﾞﾌｫｰﾑAGF	合成界面泡6%(-5℃~+30℃)	0.05%未満
5	泡第8~2号	ｶﾞﾌｫｰﾑN-103	水成膜泡3%(-10℃~+30℃)	0.05%未満
6	泡第11~1号	ｶﾞﾌｫｰﾑAGF-3	合成界面泡3%(-5℃~+30℃)	0.05%未満

表-1(その2) PFOSを含有する泡消火薬剤(水溶性液体用)一覧表

No.	泡種別	商品名	型式	PFOS含有量
7	高分子ゲル泡	ｶﾞﾌｫｰﾑF-610AT	水溶性液体用泡消火薬剤	0.05%未満
8	高分子ゲル泡	ｶﾞﾌｫｰﾑAT-3	水溶性液体用泡消火薬剤	0.05%未満

尚、化審法上の技術基準で規定された、容器(20Lポリ容器、200Lドラム)へのPFOS含有表示に関しまして、貼付シールを用意しております。必要枚数を調査戴き下記担当者までご連絡戴きたくお願い致します。折り返し送付致します。

連絡先 ポリマ添加剤事業部 フッ素化学品営業部 担当 問屋、神場
 TEL: 03-5203-7769 FAX: 03-5203-8786

以上